

木造包帯補強

木造 SRF工法

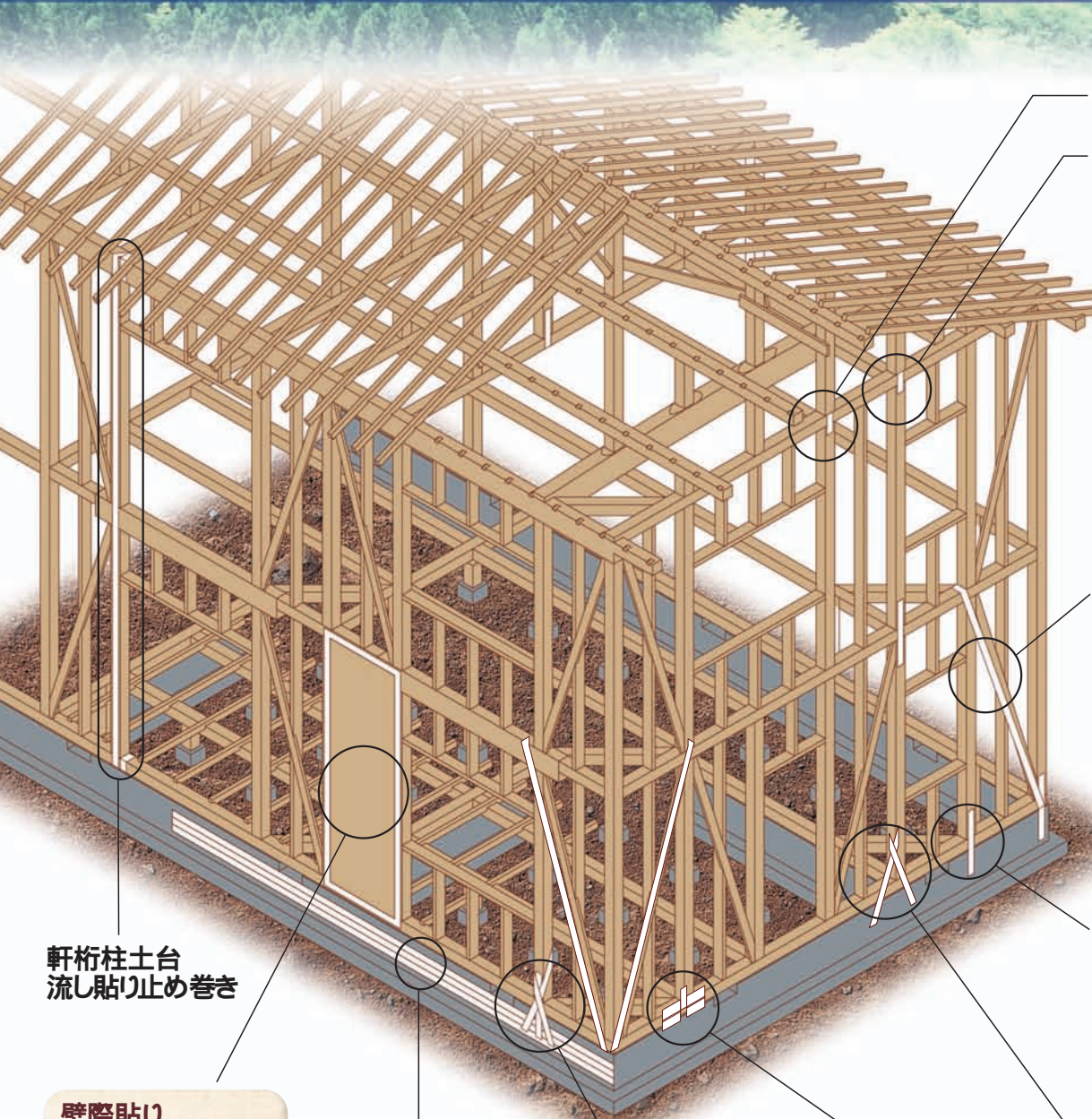
- 木材に穴をあけません。● 接着剤を塗って貼るだけの簡単工法です。
- 接着剤は無臭でホルムアルデヒドなどを含まないため、安心してお使いいただけます。
- 定着長を長く取ったり、巻き付けることで大きな荷重・変形に耐えることができます。
- 補強材が柔軟であるため、あらゆる接合部に対応します。● 補強後にホチキス、釘を打つことができます。
- 後施工アンカーのように基礎に穴をあけることがないため、無筋の基礎でも安心してお使いいただけます。

東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」に選定

兵庫県「ひょうご住宅耐震改修工法コンペ」にて補助対象工法に選定

(財)日本住宅・木材技術センターに於いて耐力評価試験実施済

「第1回日本耐震グランプリ優秀賞」受賞



軒桁柱土台
流し貼り止め巻き

柱梁短冊貼り



SRF250×4枚、定着長100
基準耐力12.3kN

SRF2100×1枚、定着長100
許容耐力8.3kN

筋かい流し貼り曲げ止め



SRF2100×1枚(筋かい部、仕口部
は2枚)、最大変形角9%以上、
最大荷重13.2kN/m

柱土台基礎短冊貼り



SRF2100×1枚、定着長200
基準耐力7.6kN

壁際貼り



SRF100W45、N50×ぎ
@150で増し打ち
基準せん断耐力11.5kN/m

基礎補強



SRF2100×3枚、両面

柱土台基礎短冊貼り



SRF2100×3枚、定着長200
基準耐力25.4kN

柱土台短冊貼り 土台基礎際貼り



SRFT-F4枚、SRF2100×1枚、
定着長100
許容耐力8.6kN



SRF2100×2枚、定着長200
許容耐力8.6kN



構造品質保証研究所

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-7-10 TEL:03-5214-3431 FAX:03-5214-3432

詳しい説明、実験・施工映像などは、www.sqa.co.jpで

SRF木造研究会入会申込書

構造品質保証研究所 宛

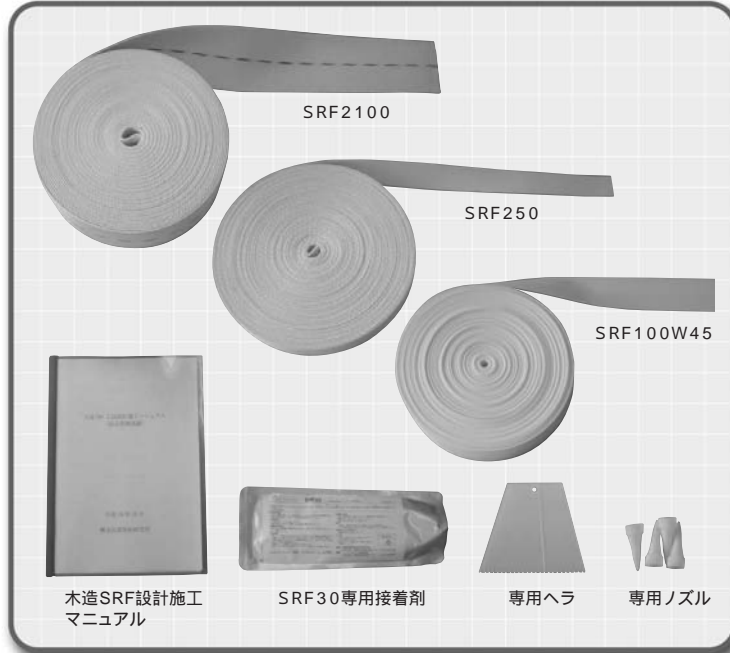
FAX:03-5214-3432

木造SRF工法の材料購入・施工は、SRF木造研究会会員のみに限られます。入会については会費10,000円/年が必要になります。SRF木造研究会会員規約を良くお読み
のうえ承認していただき、必要事項を記入してFAX又は郵送してください。入会手続き後、設計・施工に関する会員向け資料と材料注文書をお送りします。

会員規約に同意する。 お申し込みには会員規約に同意する必要があります。

会社名			
所在地	TEL		FAX
	-		-
代表者			
担当者			
業種			
従業員数			
設立			
技術者数	二級建築士	名	二級建築施工管理技士
	一級建築士	名	一級建築施工管理技士
木造工事実績	新築	棟	耐震補強工事
			件
耐震診断	件		
通信欄			

木造SRF補強セット



セット名称	広幅セット	細幅セット	際貼りセット
説明	接合部を補強する為のセットです。補強材を所定の長さに切断して用います。土台基礎短冊貼りであれば、1セットで、約40箇所での補強ができます。		
補強材	SRF2100 (幅100mm 厚さ2.5mm) 20m 1ロール	SRF250 (幅50mm 厚さ2.5mm) 40m 1ロール	SRF100W45 (幅45mm 厚さ0.9mm) 40m 1ロール
専用接着剤 SRF30(500g)	4パック	4パック	3パック
付属品	設計・施工マニュアル、専用ヘラ、専用ノズル		
価格	71,500円[税別]	71,500円[税別]	43,000円[税別]

SRF 木造研究会会員規約

- 第1条(目的)**
SRF木造研究会(以下「研究会」という)は、構築物(建物、インフラ施設等)の耐久性、耐震性の向上を計る技術であるSRFの木造への適用(以下、木造SRFといふ)について、その開発者であり工業所有権者である構造品質保証研究所株式会社(以下「SQA」といふ)と会員が相互に情報交換することにより、木造SRFの普及ならびに、技術の向上を計ることを目的とします。
- 第2条(会員)**
会員とは、本規約を承認のうえ、研究会の入会をSQAに申し込み、SQAが審査のうえ入会を認め企業または個人をいいます。会員期間は1年とし、会員より会員期間満了日までに退会の届出がない場合は、再度SQAが審査を行った後、更に1年継続されるものとし、以降も同様の扱いとします。
- 第3条(組織)**
研究会はSQAが主催します。
- 第4条(会員サービス)**
会員は、SQAから以下の情報提供およびライセンスを受けることができます。
(1)木造SRFの施工技術概要
(2)木造SRF材料販売概要
(3)木造SRFの実施許諾(ライセンス)
- 第5条(機密保持)**
会員は、SQAから提供された情報をSQAの許諾なくして第三者に開示しない、あるいは木造SRFを自らが行う目的以外に使用しないという機密保持の義務を負います。なお、機密保持の義務は、退会、会員資格が取り消された場合においても継続します。
- 第6条(指定材料の使用等)**
会員は、木造SRFを行なう場合に必ずSQAが指定する材料を、SQAあるいは、SQAの指定する代理店から購入して用いることとします。
- 第7条(会費)**
会員は、木造SRF研究会会費として、入会時および継続時毎に金10,000円をSQAに支払うこととします。
- 第8条(退会)**
会員は、本規約にて所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができます。ただし、会費は、返還されません。
- 第9条(会員資格の取り消し等)**
会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、SQAは会員資格の取り消しをすることができます。
1. 会員が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合等、本規約の誠実な履行が期待されない場合
2. 破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別清算、特定調停またはこれらに準ずる手続開始の申立てがあったとき
本会員資格を取り消された元会員に許諾されていた木造SRFに関する実施許諾は、本取り消しと共に自動的に解除されます。
- 第10条(届出事項の変更)**
会員は、SQAに届け出た会員名、住所、担当部署等に変更が生じた場合は、SQAあてに所定の変更届を提出するものとします。なお、届出がないためにSQAからの通知、送付書類その他のものが差着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべかりし時に会員に到達したものとみなします。
- 第11条(合意管轄)**
会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のかんにかかわらず、東京地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。
- 第12条(規約の改定、承認)**
本規約が改定されSQAから会員へその内容を通知した後、会員が3週間以内に書面により異議を申し出ない場合、会員は規約の改定事項を承認したものとみなします。
- 第13条(品質管理・クレーム)**
1. SRF木造研究会会員は、木造SRF工法の施工にあたり、施工要領書(木造SRF補強工法)を遵守し品質管理に努める。
2. SRF木造研究会会員は、木造SRF工法を用いて施工した工事に関しては、木造SRF工法の記載内容に明白な事実上の誤りがない限り、一切のクレーム等を自己の責任で解決する。

以上